

TEGOネットだより浜田

「てご」とは、方言で「手伝う（支援する）」という意味です。

平成22年4月9日 第35号
浜田市農林業支援センター

新体制で頑張ります！

春は出会いと別れの季節です。浜田市と島根県の4月1日付け人事異動により、浜田市農林業支援センターのメンバーに変更がありましたのでお知らせします。

浜田市の職員では、前センター長の齋藤が管財課長として異動しました。また、県職員については、野菜を担当されていた福間普及員が現在は東部農林振興センター雲南事務所で、果樹担当の内田普及員は出雲市の農業技術センターで新しい職務に従事されています。

新年度の体制は右のとおりとなります。3月にはJA職員の異動があり、顔ぶれが大きく変わりましたが、業務が停滞することのないよう、チームワークを発揮して農業担い手の支援に取り組んでいきたいと思っております。引き続きよろしくお願ひします！

印が新しい
メンバーです

浜田市農林課

センター長 すながわ あきら 砂川 明（農林課長兼務）
係長 鎌原浩治
主任主事 松井和雄
主事 前原健一
主事 森井 洋

JAいわみ中央 営農経済部

調査役 やまもとたいすけ 山本泰介
職員 どいまさよ 土井眞代

島根県西部農林振興センター（協働）

浜田地域振興グループ 課長 かしたにのりゆき 景山祐子
専門農業普及員（果樹） 梶谷則之
専門農業普及員（農産） 陶山研治
主任農業普及員（野菜） おがわのぶお 小川延夫

1. 前センター長 異動のごあいさつ



春の農作業も始まりご多忙と存じます。

私事ですが、4月1日付けで浜田市役所の本庁勤務を命ぜられ、過日着任しました。浜田市農林業支援センターに勤務したのはわずか2年間でしたが、たくさんの農業生産者の方々と出会う機会を得られたことは、私にとって貴重な財産となりました。心より感謝申し上げます。

当支援センターの職員は「綺麗に咲く花になるよりも、花を咲かせる土になろう」を合い言葉に日々頑張っております。今後も当センターの活用と、事業に対するご協力をお願い申し上げます。異動の挨拶とさせていただきます。本当にありがとうございました。

齋藤 實

2. 「センチピードグラス（畦畔除草対策）研修会」のご案内

中山間地域では水田の畦畔面積率が高く、水稻作業別労働時間の中で畦畔の草刈に要する時間が特に大きくなっています。

そこで、畦畔の草刈に係る負担を軽減することを目的に、センチピードグラス（畦畔管理用芝）を活用した除草対策の研修会を開催します。出席を希望される方は当支援センターまでご連絡ください。

日時：4月14日（水）午後6時30分～午後8時30分

会場：JAいわみ中央本所2階 ふれあいホール

内容：センチピードグラスの栽培について（移植・吹付け）
除草シートについて、農作業省力化事業について

【申込締切...4月13日（火）】



【参考】センチピードグラス実証圃（佐野町）
圃場管理：（農）ふれあいファーム佐野

3. 各支援チームからの話題

新規就農支援チーム (担当: ^{まえばら}前原・^{やまと}山本)

ACスマイルが雪害ハウスを撤去

浜田市では、今年1月と3月の大雪によりビニールハウス等の生産施設が倒壊するなどの被害が発生しました。そこで、若い農業者で組織する金城農業青年クラブ「ACスマイル」では、今回の雪害でハウスが倒壊した2名の会員を支援しようと、撤去作業に参加する有志を募ったところ、会員に加え、いわみ地方有機野菜の会やJAなどの関係機関からも応援に駆け付け、ともに汗を流しました。



農業者にとって避けて通れない気象災害ですが、仲間や関係機関が一丸となって乗り越えようという今回の試みは、撤去作業の負担軽減になることはもちろん、これからも幾度となく訪れるであろう試練に対する「力強い心の支え」となったことでしょう。

認定農業者支援チーム (担当: ^{まつい}松井・^{まえばら}前原)

浜田市の認定農業者の現状

昨年度、浜田市の認定農業者は4戸増え(個人2・法人2)、合計65経営体となりました。

右の表は、認定農業者を年齢別・自治区別・営農類型別に分けたものです。年齢構成を見ると、経験豊富なベテラン農家に加え、地域の農業を支えていく若い担い手が育っていることが分かります。

当支援センターでは今年度も、高い意欲を持って経営の改善に取り組む認定農業者の皆さんを支援していきます。

| 年齢別 | |
|--------|----|
| ~29歳 | 2 |
| 30~39歳 | 12 |
| 40~49歳 | 4 |
| 50~59歳 | 21 |
| 60~69歳 | 8 |
| 70歳~ | 2 |
| 【法人】 | 16 |
| 合計 | 65 |

平均年齢49歳(個人のみ)

| 自治区別 | |
|-------|----|
| 浜田自治区 | 9 |
| 金城自治区 | 17 |
| 旭自治区 | 20 |
| 弥栄自治区 | 12 |
| 三隅自治区 | 7 |
| 合計 | 65 |

| 営農類型別() | |
|----------|----|
| 水稲 | 15 |
| 野菜 | 14 |
| 果樹 | 13 |
| 花き | 8 |
| 畜産 | 7 |
| その他 | 8 |
| 合計 | 65 |

販売金額が最も多い部門

集落営農組織支援チーム (担当: ^{もりい}森井・^{かまはら}鎌原)

集落営農における戸別所得補償制度

平成22年度から始まる米戸別所得補償モデル事業は、1農家ごとに制度に加入するよりも、集落営農で制度に加入する方が、集落全体の交付額が大きくなります。

同事業の交付対象面積は、1経営体あたりの主食用米作付面積から一律10aを控除した面積とされています。しかし、一定の要件を満たす集落営農の場合には、参加戸数に関わらず、1組織で10a控除されるだけです。つまり、集落営農全体の作付面積が10haあっても、控除は10aのみとなります。

一定の要件を満たす集落営農とは、**複数の農家で構成され、代表者を定めていること 規約を有すること 共同販売経理を行っていること 水稲共済に組織で加入すること**となっています。なお、水稲共済に組織加入するためには、集落営農の規約において、共済掛金の分担及び共済金の配分方法について規定しておくことが必要です。戸別所得補償制度の導入を契機に集落営農に取り組んでみてはいかがでしょうか。

【例】
30戸で10haの水稲を作付する集落の場合は...

交付対象外の農地



交付対象面積

10ha - (10a × 30戸) = 700a

10ha - (10a × 1組織) = 990a

交付金額

700a × 15,000円 / 10a = 1,050,000円

990a × 15,000円 / 10a = 1,485,000円

約43万円の差が出ます

発刊元 浜田市農林業支援センター

〒697-0024 島根県浜田市黒川町3741 (JAいわみ中央本所分館2階)

TEL: 0855-22-3500 FAX: 0855-22-3477 E-mail: n-shien@city.hamada.shimane.jp